

後退用地機能保全誓約書

那須塩原市長 様

次の後退用地について、自らの責任において次の事項を遵守し、道路としての機能を保全することを誓約します。

- 1 後退線の主要な位置に後退杭を設置し、後退線を明確にするとともに、自らの責任で維持管理すること。
- 2 後退用地内に、工作物等（建築物、門、塀、擁壁、生垣、立木等の通行に支障を来すもの）を設けないこと。
- 3 土地又は建築物の所有権等を移転する場合は、あらかじめ市に通知するとともに、この誓約事項を継承すること。
- 4 事前協議終了後、測量により道路と敷地の境界が確定した結果、後退用地内に、工作物等（建築物、門、塀、擁壁、生垣、立木等の通行に支障を来すもの）が存することとなった場合は、自らの負担において速やかに工作物等を撤去し、又は移設すること。

土地所有者	住所	
	氏名	㊟
	電話番号	
建築主	住所	
	氏名	㊟
	電話番号	
後退用地の所在地		
後退用地の地積	㎡	

注

- 1 土地所有者と建築主が同一の場合は、建築主欄の記載は不要です（売買契約を締結していても所有権移転が済んでいない場合は所有者とはみなしません。）。
- 2 住所欄について、法人にあっては所在地を記載してください。
- 3 氏名欄について、法人にあっては名称及び代表者氏名を記載してください。